

2022年12月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 C E ホ ー ル デ ィ ン グ ス 代表者名 代表取締役社長 CEO(最高経営責任者) 齋藤直和 (コード番号:4320 東証プライム、札幌) 問合せ先 常 務 取 締 役 経 営 ・ 事 業 企 画 室 長 C S O (最高 戦略責任者) 芳賀恵一 (TEL. 011-861-1600)

# 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行及び主要株主の異動見込みに関するお知らせ

当社は、2022年12月26日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行(以下「本新株発行」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。また、本新株発行により、当社の主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

#### I. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

## 1. 発行の概要

(1)	払 込 期 日	2023年1月25日		
(2)	発行する株式の	当社普通株式 74,100 株		
	種類及び数	当任育进休式 74,100 休 		
(3)	発 行 価 額	1株につき 527円		
(4)	発 行 総 額	39, 050, 700 円		
(5)	株式の割当ての対象者	当社の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)		
	及びその人数並びに割	5名 61,300 株		
	り当てる株式の数	当社子会社の取締役 7名 12,800 株		
(6)	そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出		
		しております。		

## 2. 発行の目的及び理由

当社は、2019年11月15日開催の取締役会において、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的とし、当社の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、また、2019年12月18日開催の第24回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、年額40百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として30年間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

対象取締役及び当社子会社の取締役(以下「対象取締役等」といいます。)は、本制度に基づき当社又は当社子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年80,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取

引所プライム市場における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取 引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、 取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的といたしまして、金銭報酬債権合計39,050,700円(以下「本金銭報酬債権」といいます。)、普通株式74,100株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を30年としております。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等11名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について発行を受けることとなります。本新株発行において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

#### 3. 本割当契約の概要

- (1) 譲渡制限期間 2023年1月25日~2053年1月24日
- (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

## ①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由(ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く)により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

# ②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間(月単位)を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

#### (4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

#### (5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

#### (6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月まで

の月数を 12 で除した数 (その数が1を超える場合は、1とする) を乗じた数 (ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる) の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の第28期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2022年12月23日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である527円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

#### Ⅱ. 主要株主の異動

1. 異動の見込みが生じる経緯 前述の通り、本新株式発行により、当社の主要株主の異動が見込まれます。

# 2. 異動の見込みがある株主の概要

新たに主要株主となる株主の概要

(1) 氏名	杉本惠昭
(2) 住所	札幌市白石区
(3) 当社との関係	代表取締役会長 СІО (最高投資責任者)

#### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2022 年 9 月 30 日現在)	15,001 個 (1,500,100 株)	9. 97%	第1位
異動後 (2023 年 1 月 25 日現在)	15, 446 個 (1, 544, 600 株)	10. 21%	第1位

- (注) 1. 異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2022 年 9 月 30 日時点の総議決権数 150,529 個を基に算出しております。
  - 2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、異動前の総株主の議決権の数 150,529 個に、前述「I. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行」に記載の新株式発行により増加する議決権の数 741 個を加算した総株主の議決権の数 151,270 個に基づき算出しております。
  - 3. 総株主の議決権の数に対する割合については、小数点第三位を四捨五入して表示しております。
  - 4. 異動後の大株主の順位につきましては、2022年9月30日付の当社株主名簿に記載された総株主の議決権の数を基準として算出した場合の順位を記載しております。
  - 5. 主要株主である筆頭株主は、2020年3月31日「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて開示しております通り、光通信株式会社及びその共同保有者です。

# 4. 異動予定年月日

2023年1月25日

## 5. 今後の見通し

今後の見通しについて特に記載すべき事項はございません。